

福岡医発第 2138 号 (地)
令和 2 年 11 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医療施設等における感染拡大防止のための留意点について (その 2)

標記の件につきましては、令和 2 年 2 月 26 日付け「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」(健Ⅱ 291F) にて日本医師会より貴会宛ご連絡しております。

今般、当該事務連絡が改正された旨、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛に別添の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

今回の改正の概要は下記のとおりで、別添の厚生労働省文書の下線部です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

記

【改正の概要】※改正箇所は下線のとおり

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) の活用を職員へ周知すること
- オンライン面会の実施を検討すること
- 廃棄物の適切な取扱いについて留意すること
- 「新型コロナウイルス感染症が疑われる患者等の診療に関する留意点について (その 3)」(令和 2 年 10 月 2 日付 (健Ⅱ 292) (地 338)) 等に基づき患者の対応をすること

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

医療施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

標題については、令和2年2月26日付「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（健Ⅱ291F）にてご連絡差し上げたところです。

今般、当該事務連絡が改正された旨、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がなされましたので、お知らせ申し上げます。

今回の改正の概要は下記のとおりで、別添の厚生労働省文書の下線部です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

【改正の概要】※改正箇所は下線のとおり

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用を職員へ周知すること
- オンライン面会の実施を検討すること
- 廃棄物の適切な取り扱いについて留意すること
- 「新型コロナウイルス感染症が疑われる患者等の診療に関する留意点について（その3）」（令和2年10月2日付（健Ⅱ292）（地338））等に基づき患者の対応をすること

※厚生労働省文書は文書管理システムに掲載いたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 15 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

標記について、別添（写）のとおり各衛生主管（部）局長宛て送付されましたので、その趣旨を御了知いただくとともに、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

（問い合わせ先）

厚生労働省医政局地域医療計画課

主査 継松

直通電話 03-3595-2194

F A X 03-3503-8562



事 務 連 絡

令和 2 年 10 月 15 日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特別区

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

医療施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）

医療施設等における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その 3）」（令和 2 年 10 月 2 日付け事務連絡）などでお示ししているところです。

今般、令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡を一部改正し、下記のとおりお示します（改正箇所は下線部）。

各衛生主管部局におかれましては、内容を御了知の上、管内医療機関への周知を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 職員等への対応について

- （1）職員のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 2 月 13 日付け事務連絡）等を参照の上、対策を徹底すること。



(2) 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。

該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。

ここでいう職員とは、医療従事者だけでなく、事務職等、当該医療機関のすべての職員やボランティア等を含むものとする。

(3) 厚生労働省で開発を進め、令和 2 年 6 月 19 日にリリースした「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA : COVID 19 Contact Confirming Application)」について、本アプリは利用が増えることで感染拡大防止につながることを期待されており、別添資料も参考にしつつ、本アプリの活用について、職員に周知を行うこと。

(4) 従前よりお示ししているとおり、面会については、感染経路の遮断という観点から、感染の拡大状況等を踏まえ、必要な場合には一定の制限を設けることや、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断るといった対応を検討すること。

また、面会のやり方としてオンライン面会の実施等も考えられるので、検討すること。

(5) 取引業者、委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことや、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断るといった対応を検討すること。

(6) なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、当該医師等を医療法施行規則第 19 条、第 21 条の 2、第 22 条の 2、第 22 条の 6 に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。



(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる施設（病院・診療所・助産所・衛生検査所・介護老人保健施設・介護医療院等）において医療行為等により生じた廃棄物は感染性廃棄物として、環境省が示している「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル¹」（平成 30 年 3 月）に基づいて適切な方法で取り扱うこと。

また、上記以外の施設において生じた廃棄物は、感染性廃棄物には当たらないが、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン²」（令和 2 年 9 月）を参考にしつつ、ごみに直接触れない、ごみ袋等に入れてしっかりと縛って封をして排出する、捨てた後は手を洗う等の感染防止策を実施するなどして適切な処理を行うこと。

¹ <http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>

² http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf

2 患者等への対応について

医療機関における新型コロナウイルス感染症の疑いのある人や患者の診療時の感染予防策については、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その 3）」（令和 2 年 10 月 2 日付け事務連絡）等に基づき、適切に対応すること。

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

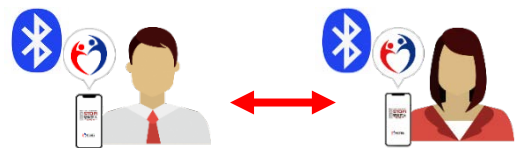


* 画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る
ことができる、スマートフォンのアプリです

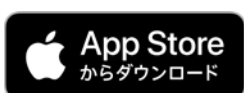
- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用が増えることで、感染拡大の防止につながる事が期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

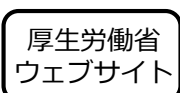
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向けQ & A

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にもみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはありませんか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にもみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することはありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にいただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。